

地域科学技術施策WG資料

清水 勇

1. 地域イノベーション推進のためのビジネス戦略の導入

- 研究資金支給の際に、研究成果活用のためのビジネスモデル、知財戦略等の作成を義務化する。
- 科学技術研究プロジェクトに企画段階からビジネス戦略、知的財産戦略を建てられるよう、地域のイノベーション事業（プロジェクト）の計画段階の求めに応じて、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家や、大企業のOB等を、国が採用し、派遣する。
- 大学が外部専門家と連携をとって研究成果の移転を推進するための体制を整備する。
(TLOの事業内容の見直し、MOT研究・教育との有機的結合等)

2. 地域活動のグローバル化の推進

- 地域イノベーション事業（プロジェクト）の成果を海外での技術展示会、国際ビジネスショー等で積極的に紹介する。
- 地域発のイノベーション成果を、国が積極的にPRする。
(ODAの活用、JICA、JETRO等の活動強化等)
- 地域における国際会議の開催、海外との共同研究等の推進、留学生の受け入れ等の活動に対して、支援策（資金援助、人材派遣等）を講ずる。

3. 地域イノベーションを担うインフラの整備・強化

- 地域のイノベーション事業（プロジェクト）の推進を支援する人財（デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家等）を、国が採用し、派遣する。（再掲）
- 地域の試験研究機関を活用し、大学との連携を促して、イノベーションの橋渡し機関としての機能を抜本的に強化する。
- 特許情報と論文情報を一括して利用できるようなためのシステムを開発する。
- 特許流通アドバイザー、産学連携コーディネータ等既存事業で活用している人材の協力体制を整備し、その総合的活用を図る。

地域イノベーションの実現に向けて

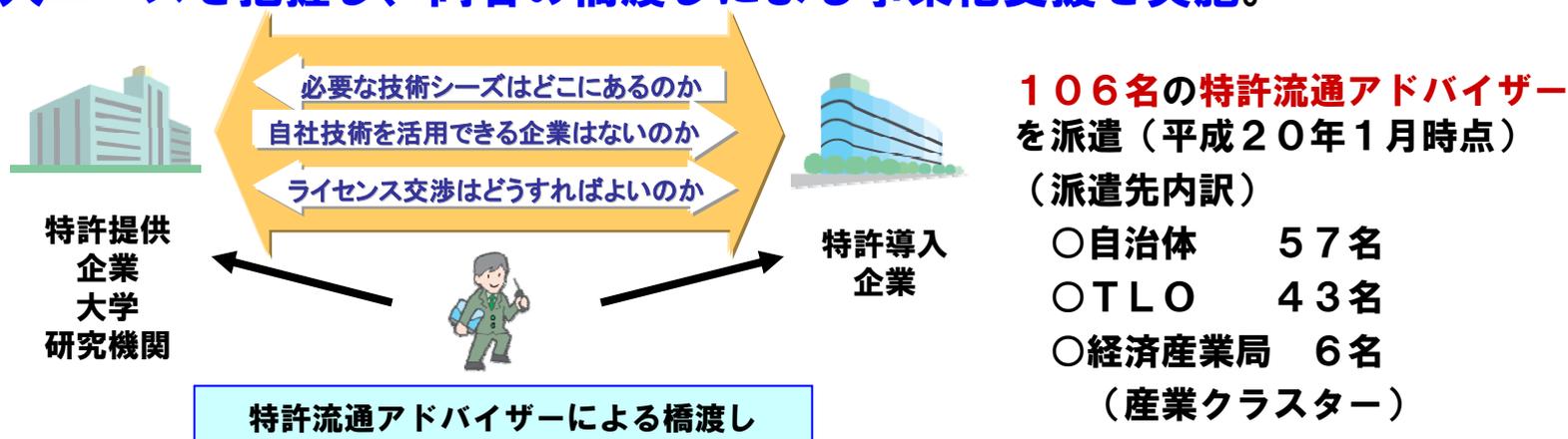
資料3-5 (参考1)

| 目的・課題 | 視点 | 政策の方向性 | 具体的施策 |
|----------------|---|---|---|
| 地域の主体性の確保 | 地域に即した運用を可能にする | ・各府省の支援策を地域の裁量で自由に運用できる仕組みの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーションを推進する組織を、自治体の長の直轄で整備し、国の助成をその組織経由に一本化する。 ・国への助成申請の書類を可能な限り簡素化する。 ・助成対象は、民間の委員による審議によって決定する。 |
| 地域の独自性の確保 | 科学技術シーズからのアプローチではなく市場ニーズからのアプローチでイノベーションを創出する | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)への、その初期の段階からの事業化推進支援 ・地域資源、地場産業の再評価(技術の棚卸し)を支援する仕組みの構築 ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)について、地域活性化のビジネスモデルの作成を支援する仕組みの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究資金支給の際に、研究成果活用のためのビジネスモデル、知財戦略等の作成を義務化する。 ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)の計画段階の求めに応じて、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家や、大企業のOB等を、国が採用し、派遣する。 ・地域において、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家を随時活用できる仕組み(計画変更の柔軟性の確保等)を構築する。 ・国の派遣要請に応じられる専門家や大企業OB等のデータベースを整備し、公表する。 |
| | 地域イノベーションの成果を知的財産として捉え、その保護・活用を積極的に推進する | <ul style="list-style-type: none"> ・成果の知的財産権化を促す制度・運用の整備 ・地域ブランドの確立とその活用戦略の構築に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイノベーション事業の成果(発明、デザイン、ブランド等)の知的財産権化に対する優遇措置を講ずる。(料金免除、早期審査、外国出願支援等) |
| | | ・知的財産権の帰属の明確化・移転等の促進 | ・地域イノベーションの成果の知的財産権については、原則として事業参加者の共有とするとともに、契約等によって権利の譲渡・移転等が自由にできるようにする。 |
| 地域活動のグローバル化の推進 | 地域の国際的な活動を積極的に推進する | ・地域におけるイノベーション創出関連活動の国際的展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における国際会議の開催、海外との共同研究等の推進、留学生の受け入れ等の活動に対して、支援策(資金援助、人材派遣等)を講ずる。 |
| | 地域の研究成果を海外企業に対して積極的に紹介する | ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)の成果の国際的な場での紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーション事業(プロジェクト)の成果を海外での技術展示会、国際ビジネスショー等で積極的に紹介する。 ・地域発のイノベーション成果を、国が積極的にPRする。(ODAの活用、JICA、JETRO等の活動強化等) |
| 大学の機能強化 | 地域のイノベーション事業に必要な研究者を当該地域以外からも参画させる | ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)において必要な域外研究者の活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーション事業(プロジェクト)において必要な研究者(ポスドク等)を、国が一括して公募する。 ・研究者(ポスドクを含む)の採用は、当該地域で行う。 ・域外の研究者(ポスドクを含む)に対して、研究拠点(大学等)の移転を促すための支援策(資金助成等)を講ずる。 |
| 大学の機能強化 | 大学の研究者がイノベーションのシーズを持続的に創出していくためのインフラを整備する | ・特許情報と論文情報の一括利用を可能とするシステムの開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・特許情報をサイエンス情報として活用できるようにするためキーワード検索型のオープンシステムを開発する。 ・JST所有の科学技術情報検索システムを無料化する。 ・JST所有の科学技術情報とINPIT所有の特許情報とを一括で検索可能なシステムを開発し、一般に開放する。 |
| | 大学の研究者がイノベーションのシーズを持続的に創出していくためのインフラを整備する | ・リサーチ・ツール等イノベーション創出に有効な材料・技術等の活用への推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチ・ツール(マテリアル・ソフトウェア等)をデータベース化すると共にその移転契約のひな形を作成・公表する。 ・特許流通データベース(技術の応用可能分野を明記したもの)の蓄積範囲を非特許情報にまで拡大する。 |
| | 大学の技術移転体制を強化する | ・研究成果を企業等に円滑に移転させるための大学の体制整備 | ・大学が外部専門家と連携をとり研究成果の移転を推進するための体制を整備する。(TLOの事業内容の見直し、MOT研究・教育との有機的結合等) |
| 事業化の支援 | 地域発の新技术・新製品を事業化するための支援体制を整備する | ・地域の試験研究機関の積極的活用及び体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の試験研究機関を活用し、大学との連携を促して、イノベーションの橋渡し機関としての機能を抜本的に強化する。 ・地域の試験研究機関にポスドク等を派遣し、大学とのイノベーション橋渡し業務等を担当させる。 |
| | | ・地域のイノベーションを担う人材や試験機器等の積極的活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイノベーションを担う試験研究機関やインキュベーター機関が有する人材や試験機器等に関する情報を一括公表し、それらの相互活用・協働を促す。 ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)の求めに応じて、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家や、大企業のOB等を派遣する。またその人材情報等を公表する。(再掲) |
| 人材の確保・養成 | 地域に持続可能なイノベーションを担う人材を確保・養成する | ・地域のイノベーション創出を担うポスドク・学生等の活用推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・域外の研究者(ポスドクを含む)に対して、研究拠点(大学等)の移転を促すための支援策(資金助成等)を講ずる。(再掲) ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)に参画する研究者に、事業終了後も、当該地域で研究を継続できるような措置を講ずる。 ・地域のイノベーション事業(プロジェクト)に参画する研究者に、一定の学生等を指導させる。 |
| | | ・地域イノベーションの事業化へのポスドク・学生等の活用推進 | ・地域イノベーション事業(プロジェクト)にポスドク・学生等を積極的に参画させ、専門家の業務をサポートしつつ、事業化等に関する知識・ノウハウを修得させる。 |
| | | ・既存施策・事業等で活用している人材の有効活用 | ・特許流通アドバイザー、産学連携コーディネータ等の協力体制を整備し、総合的活用を図る。 |

特許流通アドバイザー派遣事業

技術移転の公的専門家である**特許流通アドバイザー**を地方自治体（知的所有権センター等）・TLO等に派遣し、特許流通を促進する施策を展開。

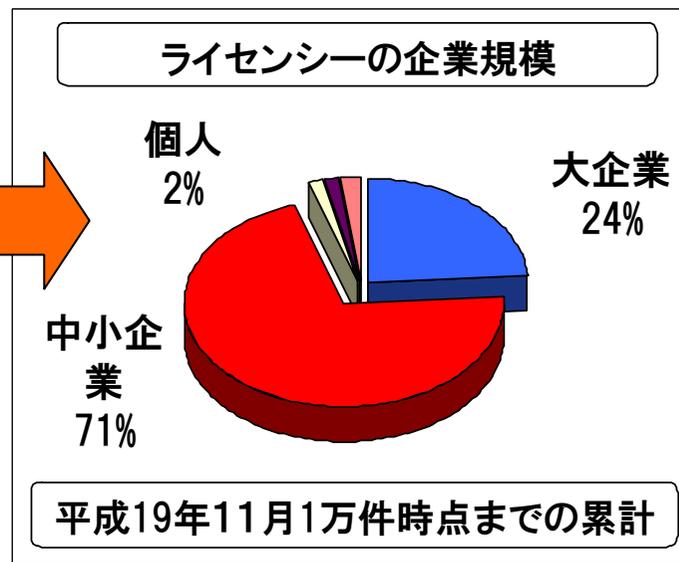
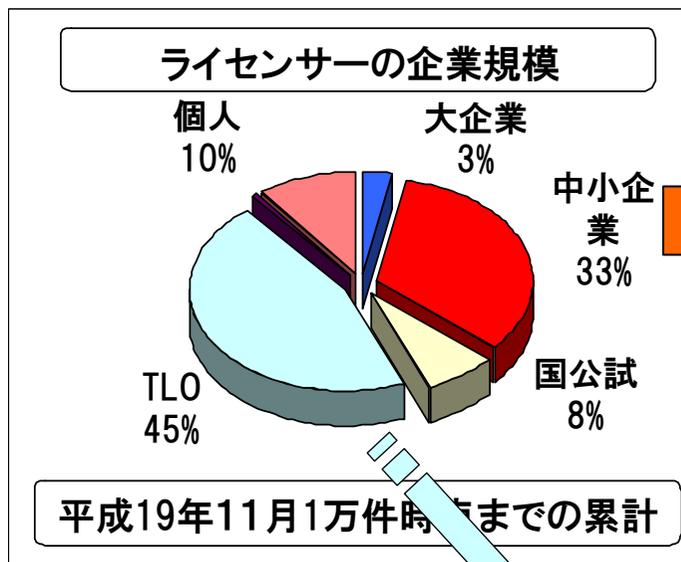
特許流通アドバイザーは、研究者や企業訪問を中心に活動を行い、**企業、大学、研究機関**が保有する**提供可能な特許の発掘**と**地域の中小企業等の特許導入ニーズ**を把握し、両者の橋渡しによる**事業化支援**を実施。



地域に根ざした専門人材の育成支援（平成19年度から開始）

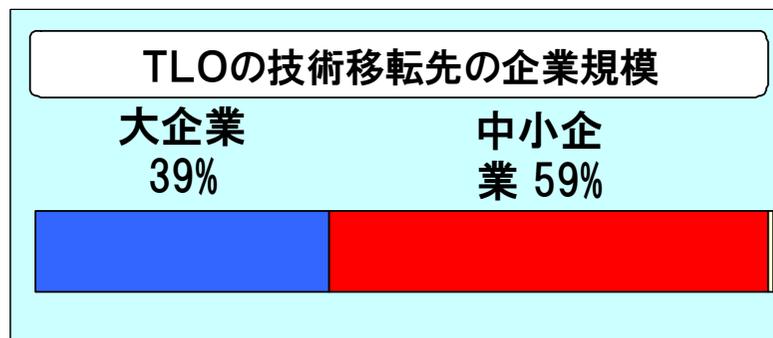
今後、**地域において特許流通促進活動が自立的に行われる環境を整備**するため、地方自治体が雇用した技術移転に関わる人材（**特許流通アシスタントアドバイザー57名**）に対して、特許流通アドバイザーの日頃の活動を通じたOJT等による人材育成や、特許流通アドバイザーの持つノウハウの継承を実施。

ライセンサーとライセンシーの企業規模



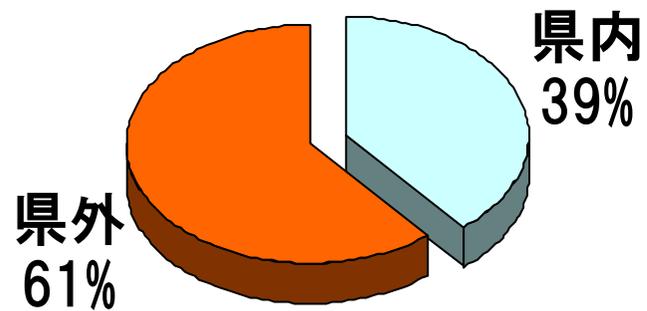
TLOに派遣の**特許流通アドバイザー**が支援した特許流通成約件数は、**4606件**。(注:TLO以外の案件も含む)
それらの技術移転先は、**59%**が**地域の中小企業**。

TLO 37機関に43名派遣
(平成20年1月)



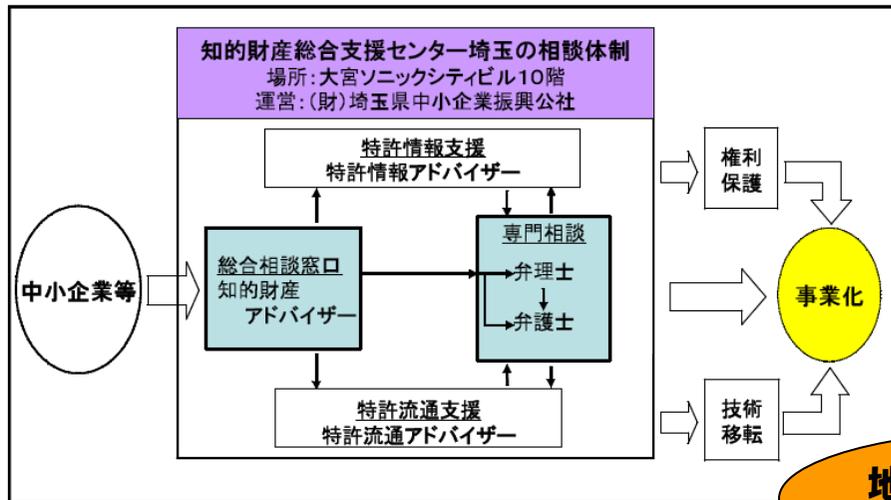
ライセンサーとライセンシーの地理的關係

ライセンサーとライセンシーの
地理的關係



埼玉県の取り組み

知的財産に関する総合的な支援機能を持つ「**知的財産総合支援センター埼玉**」を平成17年に開設（(財)埼玉県中小企業振興公社が運営）し、知的財産に関する様々な公的サービスをワンストップサービスで提供。



特許流通アドバイザーが他のアドバイザーと連携しながら活動し、平成17～18年度において**累計で96件**の特許流通成約を達成。（埼玉県第1期知的財産戦略の取組結果より）

埼玉県における特許流通促進事業の経済的インパクトの累計額は、**約43億円**（平成17年12月）から**約59億円**（平成18年12月）へと**37%の伸び**。（INPIT資料）

地域に根ざした専門人材の育成支援！

地方自治体が配置した技術移転に関わる人材



（資料）埼玉県第1期知的財産戦略の取組結果、(財)埼玉県中小企業振興公社のウェブサイトからINPIT作成